

高第1236号  
障第1274号  
令和 3年 2月12日

各高齢者・障がい者  
福祉サービス事業所・施設 設置者 様  
(岐阜市内所在事業所等を除く)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長  
障害福祉課長

高齢福祉・障がい福祉事業所等における使い捨て手袋入手状況調査について（依頼）

平素は県の高齢、障がい福祉施策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、当県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域とされている中、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき、大変御苦勞のことと存じます。

さて、感染症対策に限らず、排泄介助等のサービス提供に必須となる使い捨て手袋については、需要の急増により入手が困難になっているとの声も聞かれるところです。ついては、県内の現状について把握するため、以下の事業所等を対象に使い捨て手袋の入手状況を調査したいので、下記により御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 回答様式

別添「手袋入手状況調査回答票」のとおり

### 2 回答期限

令和3年2月19日（金）必着

### 3 回答方法

電子メールにて回答様式を送信

高齢福祉事業所等 → 高齢福祉課 齋藤（c11215@pref.gifu.lg.jp）あて

障がい福祉事業所等 → 障害福祉課 三田村（c11226@pref.gifu.lg.jp）あて

※ メールタイトルは、「使い捨て手袋入手状況調査（回答）」としてください。

※ ファイル名の「事業所名：〇〇」の〇〇を貴事業所名に変更してください。

### 4 備考

回答は任意ですが、今回、入手に支障が生じている旨の回答があった事業所等を対象に、使い捨て手袋の今後の配布等について検討する予定です。

【調査対象】（岐阜市内所在事業所等を除く）

○ 高齢福祉事業所等

（入所系）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

（通所・短期入所系）

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合サービス

（訪問系）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

○ 障がい福祉事業所等

（入所系）

障害者支援施設、障害児入所施設

（居住系）

共同生活援助

（通所・短期入所系）

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援、療養介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、自立生活援助、短期入所

（訪問系）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係		
係 長	楨 田	担 当	齋 藤
電 話	058-272-1111 内 2600		
E-mail	<a href="mailto:c11215@pref.gifu.lg.jp">c11215@pref.gifu.lg.jp</a>		

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課		
係 長	事業所指導係 奥 村	担 当	社会参加推進係 三田村
電 話	058-272-1111 内 2608		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		